



茨城県肥料価格高騰 緊急支援金

【令和5年春肥分・令和4年
秋肥の申請漏れ分】
の申請受付を開始します！

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、国の肥料価格高騰対策事業に参加した方のうち、支給条件を満たす皆様に県が肥料費の値上がり分を上乗せ支援します。

支援の対象となる肥料

- ・令和4年6月～令和4年10月に令和4年秋肥として注文・購入した肥料
 - ・令和4年11月～令和5年5月に令和5年春肥として注文・購入した肥料
- ※ただし、令和4年秋肥分について、すでに本事業支援金の支給を受けた分（令和5年2月～3月受付分）については、重複して申請することはできません。

支給条件（以下全ての要件を満たすこと）

※詳しくは、ホームページに掲載されている補助要綱をご確認ください。

- (1) 国の肥料価格高騰対策事業の採択を受けた取組に参加し、補助金を受給していること。
- (2) 下記のいずれかに該当する者であること。
 - ①認定農業者 又は 認定新規就農者
 - ②市町村基本構想水準到達者
 - ③人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者
- (3) 茨城県内に住所地および事業所の所在地を有すること。
- (4) 市町村等から国事業に対する同様の上乗せ支援を受けている場合、その支援金と本支援金の合計が肥料費の値上がり分を超えないこと。

支援金額

前年度からの肥料費の値上がり分について、県が1割を上乗せ支援します。

算定式

$$\text{支援金額} = \text{国事業の補助金受給額} \div 7 \text{ (少数点以下は切り捨て)}$$

提出書類

ご提出いただく書類は基本的に3点です。

	提出書類名	区分	書類の作成者
1	様式1号 茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支援金支給申請書 (入手方法) ・認定農業者の方には、県から直接お届けします。 (おおむね、10月中旬頃までに到着予定です。) ・県農林事務所 ・県農業政策課ホームページ 	必須	申請者本人
2	様式2号 肥料価格高騰対策事業参加農業者証明書 (入手方法) ・国事業の取組実施者にお問い合わせください。 (JA、肥料販売店など)	必須	国事業の取組実施者 (JA、肥料店等)
3	「農業経営改善計画」の認定証の写し または「青年等就農計画」の認定証の写し ※「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定証など、他制度のものは利用できませんのでご注意ください。 様式3号 茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支給要件証明書 (入手方法) ・市町村農政担当課	いずれか一方	申請者本人 (コピーを取っていただくのみ) 市町村

(留意事項)

- ・様式1号は申請者ご本人に作成していただきますが、**様式2号は国事業の取組実施者、様式3号は市町村**が作成するものです。申請者ご本人が作成したものは無効です。
- ・お手もとに「農業経営改善計画」の認定証か、「青年等就農計画」の認定証がある場合は、**いずれかの写しを提出いただくことで、様式3号の提出は不要です。**

※以下の場合は、追加書類の提出が必要です。

- ①申請者と異なる方の名義の口座に振込を希望する場合
②各様式の申請者名（参加農業者名）が一致しない場合

両者が同一経営体もし
くは家族関係にあるこ
とが証明できる書類
(住民票など)

提出方法

以下のどちらかの方法により、申請期間内に提出してください。

①郵送による書面申請

レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、申請書類を送付してください。

【提出先】

〒310-0004

茨城県水戸市青柳町3896番地

茨城県肥料価格高騰緊急支援金審査デスク

(東水戸データーサービス(株) 内) 宛

※宛先は必ずこのとおりにご記入ください。

②メールによる申請

タイトルを【肥料価格高騰緊急支援金申請】としたうえで、申請書類のデータを以下アドレス宛に提出してください。

【提出先】

hiryou@e-hds.com

申請期間

令和5年10月10日(火)～令和5年11月17日(金)

※郵送の場合は当日消印有効



注意事項



- ・不正受給は犯罪です。悪質と判断された場合は、申請者名および屋号等を公表するとともに告訴等の対応をさせていただきます。
- ・虚偽の申請や不正受給が発覚した場合、速やかに支給額を返還していただきます。
※併せて加算金（年利10.95%）及び延滞金の納付を要します。



提出前に必ずご確認ください



確認いただきたい事項	チェック欄
<p>①申請に必要な書類はすべて揃っていますか？</p> <p><input type="checkbox"/>【必須】様式1号（支援金支給申請書） <input type="checkbox"/>【必須】様式2号（国事業参加農業者証明書） <input type="checkbox"/>農業経営改善計画の認定証の写し <input type="checkbox"/>青年等就農計画の認定証の写し <input type="checkbox"/>様式3号（支給要件証明書）</p> <p>いずれか1つで可</p>	
<p>②（申請者と異なる方（ご家族等）の名義の口座に振込みを希望される場合や、様式1号と様式2号の申請者名義が異なる場合）両者が同一の経営体もしくは家族関係にあることを証明できる書類が添付されていますか？</p> <p>（例） <input type="checkbox"/>住民票の写し <input type="checkbox"/>農業経営改善計画書の写し <input type="checkbox"/>税務申告書類の写し</p>	
<p>③必要事項の記入漏れ・間違いはございませんか？</p> <p><前回申請で特に記入漏れの多かったもの></p> <p><input type="checkbox"/>（法人の場合）代表者の職名、氏名 <input type="checkbox"/>県事業支援金の受給有無 <input type="checkbox"/>宣誓項目のチェック <input type="checkbox"/>振込先の口座情報（○の付け忘れはありませんか？）</p> <p><間違いの多い箇所></p> <p><input type="checkbox"/>振込先口座の支店コード、口座番号</p> <p>※必ずお手元に通帳をご用意のうえ、ご記入ください。</p>	
<p>④申請書（様式1号）に記入した「支援金申請額」は正しい金額ですか？</p> <p>様式2号（国事業の参加農業者証明書）が複数ある場合は、支援金額がすべて合計されていますか？</p>	
<p>⑤すでに令和4年秋肥分で県から支援金が支給された分について、重複して申請していませんか？</p>	

【お問い合わせ先】

茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支援金 審査デスク
電話：029-350-3023（平日10時～19時）